

知多市スポーツ競技全国大会等出場選手激励金等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の名声を高めるとともに、競技力の向上を図ることを目的に、アマチュアスポーツ競技の全国大会等（以下「全国大会等」という。）に出場する個人及び団体に対し、激励金又は褒賞品（以下「激励金等」という。）を支給するため、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象となる全国大会等)

第2条 激励金等の支給対象となる全国大会等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全国青年体育大会
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が催す日本選手権大会及び全国大会
- (4) 国際競技大会
- (5) 教育関係機関が催す全国大会相当以上の規模の大会で、市長が認めたもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものには、この要綱による激励金等は支給しない。

- (1) 県又はこれに準ずる区域を越える規模の予選会又は選考会を経ずに出場する個人及び団体
- (2) 部活動推進事業委託及び課外クラブ活動推進事業委託による児童・生徒及び教職員の派遣

(支給対象者)

第3条 市長は、市内に住所を有する者又は市内に住所を有する者が所属する団体が、全国大会等に出場する場合に激励金を支給する。ただし、団体については、対象大会の出場等登録選手（監督を含む。）に対して適用する。

2 褒賞品の支給対象となる者は、前項に定めるもののうち、第2条第1項各号に規定する全国大会等において上位に入賞し、当該結果の報告会を行った場合、当該報告会においてそれぞれ当該各号に掲げる額の褒賞品を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する者又は市内に住所を有する者が所属する団体が、全国大会等において上位に入賞し、当該結果の報告会を行った場合、当該報告会においてそれぞれ当該各号に掲げる額の褒賞品を支給することができる。

4 激励金及び褒賞品それぞれの支給については、国内大会及び国際大会それぞれに対し同一年度に1回限りとする。

(激励金等の支給額)

第4条 激励金等の額は、次の表に定めるとおりとする。

(1) 激励金

対象	支給額
個人	5,000円
団体	在住者×5,000円 上限25,000円

※国際大会に出場する場合は、2倍の額とする。

(2) 褒賞品

対象	褒賞品の額
個人	3,000円以内
団体	在住者×3,000円以内 上限15,000円以内

2 前項の規定にかかわらず、オリンピック、世界選手権、ワールドカップ等の世界規模の著名な大会等に出場する場合その他特に市長が認める場合の激励金の額は、市長が別に定める。

(申請)

第5条 激励金の支給を受けようとする者及び団体は、全国大会等が開催される日の10日前までに、知多市スポーツ競技全国大会等出場選手激励金支給申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(実績報告)

第6条 褒賞品の支給を受けようとするものについては、全国大会等終了後速やかに、知多市スポーツ競技全国大会等出場実績報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（支給の決定）

第7条 市長は、第5条に規定する申請及び第6条に規定する報告があったときは、その内容を審査し、この要綱に適合すると認めるときは、速やかに激励金等を支給するものとする。

（激励金等の返還）

第8条 市長は、激励金等の支給を受けた者が当該全国大会等に出場しなかったとき又は不正の手段により激励金等の支給を受けたと認めるときは、激励金等を返還させることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。